

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地整備課の設置（平成23年度～）

平成23年度に、平成18年度に設置した「市街地整備室」を改編し、「中心市街地整備課」として推進体制の強化を図っている。

令和4年度時点における要員は5名。

(2) 鳥取市中心市街地再生本部（平成19年度～）の設置

基本計画について協議するための庁内における横断的な内部委員会として、関係各課による「鳥取市中心市街地再生本部」（以下、「再生本部」）を平成20年1月に設置した。再生本部では、事業の一体的な推進を図るための「本部」、各課で実施する中心市街地に関する事業の情報共有と意思統一に重点を置く「幹事会」、具体的な事業を推進するための6つの「部会」が組織されている。

■構成員(令和4年9月時点)

(本部)

本部長： 副市長

副本部長： 都市整備部長

本部員： 教育長、総務部長、税務・債権管理局長、人権政策局長、危機管理部長、企画推進部長、経営統轄監、市民生活部長、環境局長、福祉部長、健康こども部長、鳥取市保健所長、経済観光部長、農林水産部長、下水道部長

(幹事会)

幹事長： 都市整備部長

副幹事長： 経済観光部長

幹事： 行財政改革課長、政策企画課長、文化交流課長、地域振興課長、協働推進課長、障がい福祉課長、こども家庭課長、経済・雇用戦略課長、企業立地・支援課長、観光・ジオパーク推進課長、都市企画課長、交通政策課長、都市環境課長、道路課長、建築指導課長、建築住宅課長、文化財課長、中心市街地整備課長

事務局： 都市整備部中心市街地整備課

■令和4年度の開催状況

回	年月日	主な議題
第1回幹事会	R4.5.26	○ 中心市街地活性化基本計画の令和3年度フォローアップについて ○ 中心市街地活性化基本計画の事業進捗について ○ 第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画について
第1回本部会	R4.6.6	○ 中心市街地活性化基本計画の令和3年度フォローアップについて ○ 中心市街地活性化基本計画の事業進捗について ○ 第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画について

回	年月日	主な議題
第2回幹事会	R4. 8. 31	○ 中心市街地活性化の目標 ゾーン設定について ○ 第4期計画掲載事業について
第2回本部会	R4. 8. 31	○ 中心市街地活性化の目標 ゾーン設定について ○ 第4期計画掲載事業について
第3回本部会	R4. 11. 17	○ 第4期中心市街地活性化基本計画（案）について

(3) 市議会における審議の内容

平成30年3月の第3期計画策定以降の、市議会における中心市街地活性化に関する主な審議の内容は以下のとおり

年月	審議・討議内容
平成30年2月議会	鳥取駅周辺再生基本計画（後期）（案）について説明
平成30年9月議会	鳥取市中心市街地活性化協議会タウンマネージャーについて（報告）
令和元年6月議会	UR都市機構との「中心市街地活性化とまちづくりに関する協定」の締結について説明
令和2年2月議会	鳥取駅周辺交通実態調査及び検討業務の調査結果（速報値）について報告
令和2年5月閉会中委員会	令和元年度鳥取駅周辺の賑わい創出に関する基礎調査及び令和元年度鳥取駅周辺交通実態調査について報告
令和3年9月議会	鳥取市中心市街地活性化に関するアンケート調査に係る補正予算を提示
令和4年5月閉会中委員会	鳥取市中心市街地活性化に関するアンケート調査結果について報告
令和4年6月議会	中心市街地活性化基本計画の策定に係る補正予算を提示
令和4年9月議会	第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画概要（案）について説明

(4) 第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画検討委員会の設置

令和4年7月に、鳥取市の中心市街地再生のための次期計画である「第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画」を策定するため、有識者、住民代表、商業者、交通・文化・観光・福祉関係者等により構成する「第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画検討委員会」を設置し、計画の策定に向け4回の委員会を開催した。

■構成員

◇第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画検討委員会（14名）（順不同・敬称略）

役職	所属団体名等	氏名	備考
委員長	鳥取環境大学経営学部 准教授	倉持 裕彌	有識者
副委員長	鳥取大学大学院工学研究科 助教	細江 美欧	有識者
委員	鳥取商工会議所 副会頭	石丸 文男	経済界
	(株)鳥取銀行鳥取市役所支店支店長	若山 敬之	地域経済
	鳥取市商店街振興組合連合会 理事長	真嶋 茂	商業

役職	所属団体名等	氏名	備考
	鳥取市中心市街地活性化協議会プロジェクトマネージャー（(株) まるにわ 取締役）	中村 彩	まちづくり
	日ノ丸自動車（株） 常務取締役業務部長	田中 賢治	交通
	西日本旅客鉄道（株） 米子支社	陶山 紗貴 (R4. 10. 6まで)	交通
	西日本旅客鉄道（株） 山陰支社	三原 麻美 (R4. 10. 7より)	
	(公財)鳥取市文化財団 理事長	木谷 清人	文化
	(一社)鳥取市観光コンベンション協会 理事	渡世 唱子	観光
	(福)鳥取市社会福祉協議会 総務企画課参事	吉村 雅子	福祉
	(一社)鳥取県建築士会 東部支部長	赤山 渉	景観
	鳥取市日進地区自治連合会会長	入江 峰生	住民
	とっとり若者地方創生会議	清水 愛結	住民

■開催状況

回	年月日	主な議題
第1回	R4. 7. 29	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中心市街地再生の取り組みの進捗状況 ○ 中心市街地活性化に関するアンケート結果 ○ 第4期計画の策定 ○ 今後の検討スケジュール
第2回	R4. 8. 31	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゾーン設定について ○ 第4期掲載事業について
第3回	R4. 9. 30	○ 第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画（案）について
第4回	R4. 11. 28	○ 第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画（案）について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 協議会の概要

本市では、平成19年4月1日、改正中心市街地活性化法第15条に基づき、鳥取商工会議所と財団法人鳥取開発公社が共同設立者となり「鳥取市中心市街地活性化協議会」が設立された。

本協議会は、行政と民間事業主体・地域との調整や活性化方策の企画・実施等、中心市街地活性化を一体的に推進する総合的なタウンマネジメント組織として活動している。

協議会は総会、運営委員会、タウンマネジメント会議を開催する。運営委員会はタウンマネジメント会議を統括し、中心市街地活性化に関わる総合調整や事業推進に関する活動について協議を行う。タウンマネジメント会議は、各活動の推進等について協議する。

(2) 構成員及び開催状況

■構成員

63 団体（令和4年9月1日現在）

（内訳 会員：46、賛助会員：5、特別委員：8、オブザーバー：4）

役職	団体名
会長	鳥取商工会議所
副会長	一般財団法人鳥取開発公社
会員(運営委員会)	鳥取市商店街振興組合連合会
会員(運営委員会)	鳥取本通商店街振興組合
会員(運営委員会)	末広温泉町商店街振興組合
会員(運営委員会)	新鳥取駅前地区商店街振興組合
会員(運営委員会)	株式会社丸由
会員(運営委員会)	日ノ丸自動車株式会社
会員(運営委員会)	鳥取医療生活協同組合
会員(運営委員会)	一般社団法人鳥取県建築士会
会員(運営委員会)	日進地区自治連合会
会員(運営委員会)	株式会社新日本海新聞社
会員(運営委員会)	鳥取大学地域学部
会員(運営委員会)	公立大学法人公立鳥取環境大学
会員(監事)	株式会社鳥取銀行
会員(監事)	鳥取県中小企業団体中央会
会員	鳥取市土地開発公社
会員	日本交通株式会社
会員	若桜街道商店街振興組合
会員	鳥取太平線通り商店街振興組合
会員	智頭街道商店街振興組合
会員	瓦町商店街振興組合
会員	鹿野街道筋振興会
会員	イオンリテール株式会社イオン鳥取店
会員	株式会社日ノ丸総本社

役職	団体名
会員	鳥取信用金庫
会員	鳥取商工会議所青年部
会員	中国電力株式会社鳥取支社
会員	公益財団法人鳥取民藝美術館
会員	まちづくりレディース鳥取
会員	鳥取情報文化研究所
会員	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
会員	J R 西日本山陰開発株式会社
会員	日本海テレビジョン放送株式会社
会員	有限会社ヨコイ
会員	西日本旅客鉄道株式会社米子支社鳥取鉄道部
会員	公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部
会員	鳥取瓦斯株式会社
会員	株式会社今井書店
会員	街づくり株式会社いちろく
会員	仁風閣貴婦人プロジェクト
会員	株式会社サンマート
会員	鳥取赤十字病院
会員	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会
会員	有限会社大文字広告社
会員	株式会社山陰合同銀行鳥取営業部
賛助会員	株式会社鳥取テレトピア
賛助会員	川端界限活性化協議会
賛助会員	一般社団法人地域サポートネットワークとっとり
賛助会員	川一アーケード管理組合
賛助会員	鹿野街道五十市
特別委員(運営委員会)	鳥取警察署
特別委員(運営委員会)	鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課
特別委員(運営委員会)	鳥取県商工労働部企業支援課
特別委員(運営委員会)	鳥取市経済観光部
特別委員(運営委員会)	鳥取市都市整備部
特別委員(運営委員会)	鳥取県東部広域行政管理組合消防局
特別委員(運営委員会)	公益社団法人鳥取県防犯連合会
特別委員(運営委員会)	鳥取県東部地域振興事務所
オブザーバー	経済産業省中国経済産業局
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所
オブザーバー	独立行政法人都市再生機構西日本支社 都市再生業務部 中国まちづくり支援事務所
オブザーバー	独立行政法人中小企業基盤整備機構

■令和3年度以降の会議等の開催状況

年月日	会名	検討事項
R4. 3. 30	第2回運営委員会	令和4年度活動計画（案）及び収支予算（案）について協議、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画のスケジュール及び概要について報告
R4. 4. 20	臨時総会	令和4年度活動計画（案）及び収支予算（案）について決定、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画のスケジュール及び概要について報告
R4. 5. 6	事前協議	3期計画の変更申請について協議
R4. 10. 5	第2回運営委員会	第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画（案）の策定について意見交換
R4. 11. 24	第3回運営委員会	第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書（案）について協議
R5. 3. 28	第4回運営委員会	令和5年度活動計画（案）・収支予算（案）について協議、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画概要等について説明
R5. 3. 30	臨時総会	令和5年度活動計画（案）・収支予算（案）について決定、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画概要等について説明
R5. 5. 18	第1回運営委員会	令和4年度活動報告及び収支決算について協議、規約の改正について協議、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画の認定について報告
R5. 5. 24	定時総会	令和4年度活動報告及び収支決算・監査報告について決定、規約の改正について決定、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画の認定について報告
R6. 3. 21	第2回運営委員会	令和6年度活動計画（案）・収支予算（案）について協議
R6. 3. 28	臨時総会	令和6年度活動計画（案）・収支予算（案）について決定
R6. 6. 7	定時総会	令和5年度活動報告及び収支決算・監査報告について決定、役員改選について決定
R7. 1. 14	事前協議	4期計画の変更申請について協議

■その他協議会での取組

- ・ 専門人材として、専門的な知識や企画実行力を持ったプロジェクトマネージャーを設置し、特に重点的に取り組むべき課題に対する解決策の提示や実行、スピード感のある事業構築や推進に取り組んでいる。
- ・ リノベーションまちづくりの推進、中心市街地の魅力を伝えるための情報発信、空き店舗等の活用促進については、鳥取市と連携し、協議会が主体となり積極的な取組を行っている。

(3) 法第 15 条各項への適合状況

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条各項の規定に適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

- ・ 第 1 項第 1 号イの規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、「一般財団法人 鳥取開発公社」を組織の構成員としている（H19.2.16 法第 61 条第 1 項の規定に基づき中心市街地整備推進機構に指定済）。
- ・ 第 1 項第 2 号イの規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、鳥取商工会議所を組織の構成員としている。
- ・ 第 3 項の規定に基づき、鳥取商工会議所ホームページにおいて公表を行っている。
- ・ 第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、観光関係者、学識者、交通事業者を構成員（協議会規約第 6 条に基づく会員）として加えている。
- ・ 第 5 項の規定に基づき、申出があった者は会員に加えている。
- ・ 第 6 項の規定については、協議会規約第 6 条に基づき参加を要請することができる。
- ・ 第 7 項の規定に基づき、関係行政機関等に協力を求めている。
- ・ 第 8 項の規定に基づき、関係団体・機関等に協力を求めている。
- ・ 第 9 項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に関し必要な事項の意見書の提出を受けている。
- ・ 第 10 項の規定に基づき、会議において協議が整った事項については会員が尊重している。
- ・ 第 11 項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を「鳥取市中心市街地活性化協議会規約」で定めている。

(3) 鳥取市中心市街地活性化協議会から提出された第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書

受鳥中活協第 11号
令和4年11月30日

鳥取市長
深澤義彦様

鳥取市中心市街地活性化協議会
会長 児嶋祥悟

「第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画(案)」に対する意見書

令和4年11月15日付け発都中第131号で貴市より意見照会のありました「第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画(案)」(以下「第4期基本計画(案)」という。)については、概ね妥当であると認めます。なお、第4期基本計画(案)を実効性のあるものとするため、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、下記のとおり意見を申し添えます。

記

(1) 誰もが豊かに暮らせるまちの実現に向けて

誰もが豊かに暮らせるまちとして中心市街地が若年層に選ばれるには、空き店舗や空き家等既存ストックの有効活用、まちなか居住の推進、子育てにやさしい環境づくりはもとより、自然環境の保全、バリアフリー化の促進、まちなかにある広場や公共空間の利活用を推し進め、コンパクトでウォーカブル推進都市の形成を強力に進めていくべきと考えます。

また、既に中心市街地では高齢化が進んでいることから、高齢者層を含めた幅広い世代が安心して暮らせるまちづくりの環境整備を引き続き行い、多世代交流を促進して互いに支え合える中心市街地の形成を目指すことが重要と考えます。

(2) 交流による活気のあるまち

1. 回遊・滞在による経済活力の向上について

駐車場は中心市街地活性化の取り組みの中で、人と自動車との結節点とも言え、「まちなか」における重要な機能であることから、駐車場の台数はもとより、その配置や情報という質的な側面から見ても、まちづくりそのものと密接に関連しています。

100円循環バス等での中心市街地への集客増、来街者の回遊性向上策に加えて、だれもが来街しやすい中心市街地を目指すための「まちなか駐車場のありべき姿」やそれを実現させるための検討を進めていただきたいと考えます。

また、鳥取城跡観光推進ゾーンは、復元整備を進めている鳥取城跡を核として、まちなか観光周遊の拠点性を高めることが重要であります。そして、鳥取砂丘等の周辺観光地を訪れる観光客に立ち寄っていただくためには、土産物店、食事処などの便益施設の整備や大型観光バス

が乗り入れ出来る駐車スペースの確保が必要であると考えます。

加えて、公共交通の補完や観光振興等に期待されるレンタサイクルではありますが、レンタサイクルステーションの設置は、現在鳥取駅、片原駐車場となっております。中心市街地の更なる回遊性向上のため、手軽に利用できるシェアサイクルの導入検討を進めていくことが必要です。

そして過去より、中心市街地には多くの商業・賑わいの拠点となる店舗や施設が開業しました。各商店街におかれても、空き店舗の活用や解消に向けた様々な取り組みを進めていただきました。しかしながら、中心市街地の年間小売販売額は減少傾向にあり、空き店舗数も高止まりをしております。

改めて、商店街は大切な社会インフラであり、土地資産を含め有効活用することが今後益々重要となって参ります。このことから、活気のあるまちづくりのため、自ら考え、率先的に事業やイベント等に取り組んでいる商店街に対して、個々の商店街や商業者を後押しする柔軟な支援策の実施、支援体制の強化に引き続き努めることが必要であります。

また、中心市街地には若手経営者の魅力的な店舗が集中する通りなどがあります。こういったエリアを核として周辺の空き店舗、空き家等に若年層の店舗を積極的に誘導することで、より高い集積効果によって、まちなかの回遊、滞在時間の向上が図れるよう進めていくことが必要です。

2. 地域資源を活かした交流人口の拡大について

主要な地域資源や文化施設に位置付けられている鳥取城跡、わらべ館、高砂屋、鳥取民藝美術館はもとより、中心市街地に点在する民間の文化・芸術施設などの拠点を有機的に結び付ける方策を講じることで、各推進ゾーン間の面的な相互連携を図り、更なる交流人口の拡大が必要であります。

3. 官民連携による活性化施策の推進について

第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画（案）の総合的かつ一体的な成果を実現するには、コロナ禍により変容した社会情勢や生活様式に即応した事業戦略、空き家・空き店舗等のまちなかのストックを活かした効果的な事業など、民間活力の導入や底上げに連動する事業を当協議会としても取り組む所存であり、鳥取市と一丸となって官民連携による活性化施策の推進に邁進したく、より一層の支援をお願い申し上げます。

(4) 協議会の規約

鳥取市中心市街地活性化協議会規約

第1章 総則

(設置)

第1条 鳥取商工会議所及び一般財団法人鳥取開発公社(中心市街地整備推進機構)は、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年六月三日法律第九十二号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、協働で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、鳥取市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により鳥取市が作成する基本計画(以下、「基本計画」という。)、法第9条第10項に規定する認定基本計画(以下、「認定基本計画」という。)及び法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア 基本計画の策定並びに認定基本計画の実施・変更に関し必要な事項について意見提出
- イ 鳥取市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 鳥取市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
- エ 鳥取市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ 協議会の会員及び地域向けの情報発信(協議会のホームページ並びに鳥取商工会議所の会報に掲示する。)
- キ その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業推進に関すること

- ア 市街地整備改善事業に関すること
- イ 都市福利施設整備事業に関すること
- ウ 街なか居住促進事業に関すること
- エ 商業活性化事業に関すること
- オ アからエまでに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関すること。

(3) その他中心市街地の活性化に関すること

- ア 各種組織、団体との交流
- イ 関係情報の収集
- ウ その他、目的達成のための必要な活動

(公告の方法)

第5条 協議会の活動について、広く鳥取市民の意見を反映させるために、協議会のホームページ並びに鳥取商工会議所の会報に掲載することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 会員は、法第15条第1項、第4項、第7項及び第8項の規定に該当するものをもって構成する。

(賛助会員)

第7条 前条に規定するもののほか、第3条の目的に賛同し、この協議会に入会するものをもって賛助会員とする。

(入 会)

第8条 会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申込み、運営委員会の承認を得なければならない。

(会 費)

第9条 会員及び賛助会員は、総会で定めるところにより、年会費を納入しなければならない。

(退 会)

第10条 会員及び賛助会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員または賛助会員が死亡、または解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除 名)

第11条 会員及び賛助会員が次に該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 協議会の名誉を毀損し、または協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(2) 会費を1年以上納入しないとき、またはその恐れがあると判断されるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費、賛助会費、寄付金、運営協力金、その他の抛出金は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第3章 役 員

(役 員)

第13条 協議会には、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 運営委員 20名以内

(4) 特別委員 若干名

(5) 監 事 2名

(役員を選任)

第14条 会長、副会長、運営委員及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 特別委員は、第4条の活動の円滑な推進を図るため、各行政関係機関に委嘱する。

(任 期)

第15条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 役員は、任期終了後においても次期役員が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(職 務)

第16条 会長は、協議会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは職務を代行する。
- 3 運営委員及び特別委員は、協議会の運営のための活動を行う。
- 4 監事は、協議会の業務及び経理の監査の結果を総会に報告する。

第4章 タウンマネージャー等

(タウンマネージャー等)

第17条 協議会は、第3条に掲げる目的達成のために、タウンマネージャー等を置くことができるものとする。

- 2 タウンマネージャー等は、会長が選任し、各種活動実施にあたり計画・調整・助言等を行う。

第5章 会 議

(会 議)

第18条 協議会は、以下の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) タウンマネジメント会議

第6章 総 会

(総 会)

第19条 総会は、毎年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員
の選任、その他必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は、会員をもって構成する。
- 4 総会は、会員の半分以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、会員の3分の1以上から総会開催請求があれば招集しなければならない。
- 7 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

第7章 運営委員会

(運営委員会)

第20条 運営委員会は会長、副会長、運営委員、監事をもって構成する。

- 2 運営委員会は適宜開催し、タウンマネジメント会議を統括し、第4条の活動について協議・決定する。
- 3 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 5 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 運営委員会は、必要に応じ特別委員及び事業関係者をオブザーバーとして招集することができる。
- 7 運営委員会の議事については、議事録を作らなければならない。

第8章 タウンマネジメント会議

(タウンマネジメント会議)

第21条 タウンマネジメント会議は、会長もしくはタウンマネージャー等が必要に応じて招集し、タウンマ
ネジメントに関する事項を協議する。

第9章 事 務 局

(事務局)

第22条 協議会の事務局は、事務所をパレットとっとり内に置く。

(事務局長及び職員)

第23条 事務局に、事務局長1人の他、必要な職員を置く。

2 事務局長は、会長が選任し、事務局を統括する。

第10章 会計

(会計)

第24条 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入)

第25条 協議会の運営は、会費、賛助会費、補助金、負担金、運営協力金及び事業収入、その他収入をもつてあてる。

(運営協力金)

第26条 運営協力金とは、協議会の趣旨に賛同する事業者が、協議会運営にかかる費用について拠出する協力金のことをいう。

第11章 解散

(解散)

第27条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付することができるものとする。

附 則

1 本規約は、平成19年4月1日から施行する。

2 協議会設立時の役員任期は、平成20年3月31日までとする。但し、次期役員が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営委員会の承認を得て、別に定める。

附 則

この改正は、平成22年12月13日から施行する。

(第20条改正)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

(第21条改正)

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

(第1条・第21条・第22条改正)

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

(第17条・第21条改正)

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

① 地域住民のニーズの把握・分析

本計画の策定にあたって、次の調査結果等を参考とした。

- ・ 鳥取市中心市街地活性化に関する郵送アンケート調査（令和4年1月実施）
- ・ とっとり若者地方創生会議の提言書（令和4年3月提出）

② 基本計画案に対する市民意見

地域住民の意見を把握するため、「鳥取市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する市民政策コメントを令和4年10月14日から令和4年11月4日まで実施し、寄せられた意見を本基本計画策定の参考とした。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

① 民間まちづくり会社との連携

「既存ストック活用居住促進地域連携事業」

令和3年から民間まちづくり会社の主催により「まちづくりワーケーションプログラム」（鳥取の中心市街地にある遊休不動産をテーマに、都市部人材と鳥取の人材が共に事業案を考える3ヶ月のプログラム。）を開催し、都市部の人材と地元の人材で遊休不動産の活用検討を行う取り組みを開始。中間報告、最終報告会では、オンラインで市民に向けて発信を行った。

② まちづくり協議会（久松・遷喬・醇風・日進・明德）との連携

地域の課題解決や活性化に関する取り組みを住民自らが行うため、中心市街地の小学校区単位でまちづくり協議会が結成され、行政と協力し、さまざまな取り組みを実施している。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

都市計画マスタープランにおいては、中心市街地を「中心拠点」として位置付け、行政中枢機能・福祉・子育て・商業・業務・医療・金融・教育・文化などの多様な高度都市機能の集積を進め、山陰地方をリードする中核市としての求心力を高めることとしている。一方、総合支所周辺などを「地域生活拠点」とし、日常的なサービス施設などの集積を促進することとしている。そして、各拠点が提供するサービスを役割分担し、バスなどの公共交通で結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指している。

特に、各種都市機能が既に集積し、人口密度も高く、公共交通の利便性が高い中心拠点においては、都市機能を特に集積させる区域として設定し、市域の中心として各種の高次都市機能の集積を促進することとしている。

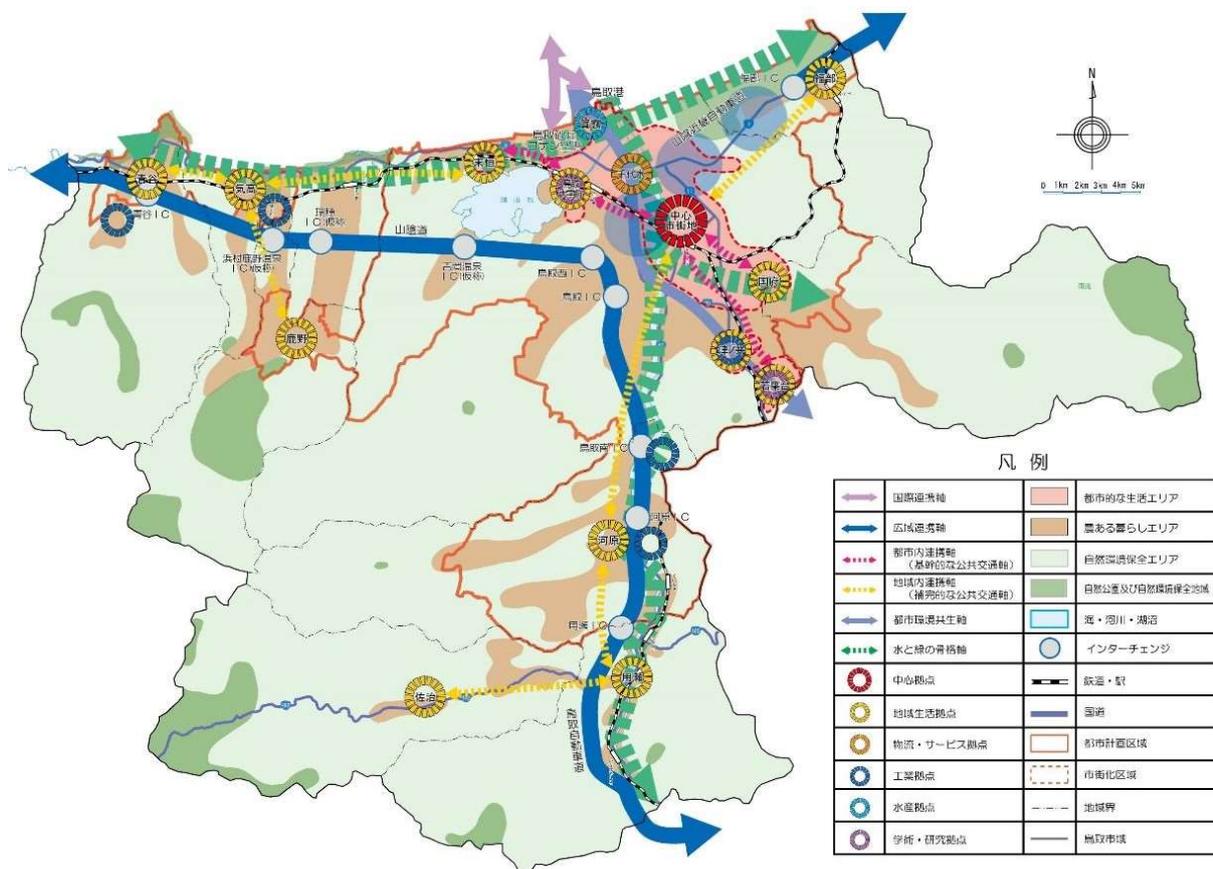


図 10-1 将来の都市構造図（平成 29 年 3 月改定 鳥取市都市計画マスタープランより）

都市機能の集積や郊外開発の誘導・抑制に関する具体的な取り組みとして次のとおり展開している。

- ・ 旧ダイエー鳥取駅南店ビルをコンバージョンし、市役所駅南庁舎や市立中央図書館として活用している。（平成 13 年閉店→平成 16 年利用開始）
- ・ 令和 2 年 5 月より、市役所駅南庁舎を鳥取市保健所として活用している。
- ・ 鳥取生協病院並びに鳥取産業会館の移転建替先を中心市街地内とすることを本市が調整・協力し、建替えが完了している。

- ・ 準工業地域における大規模集客施設の立地規制に関する条例案について、都市計画審議会承認、平成19年9月鳥取市議会における議決済み。平成19年11月30日から条例を施行している。

[2] 都市計画手法の活用

○ 準工業地域における大規模集客施設の立地制限

本市では、大規模集客施設の適正立地を図り、郊外開発を抑制するため、すべての準工業地域において、大規模集客施設（床面積10,000㎡を超えるもの）の立地を制限するための特別用途地区を指定する「鳥取市特別用途地区建築条例」の制定について、平成19年8月8日に開催した鳥取市都市計画審議会において以下の方針を説明し、了承された。平成19年9月議会において条例案を提出し、平成19年11月30日から施行している。また、平成29年9月議会において、特別用途地区の区域内における立地制限を付ける建築物に、ナイトクラブを追加する条例改正案を提出し、平成29年9月25日から施行している。

なお、中心市街地においては土地の高度利用を積極的に推進するため、中心市街地内の準工業地域を近隣商業地域に変更している。

<特別用途地区の都市計画決定の内容>

- 地区の名称 : 大規模集客施設制限地区
- 地区の区域 : すべての準工業地域 (335ha)

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地の大規模ストックの活用状況

- ・ いくつかの公共施設の移転や大型商業施設の閉店が見られたが、既存ストックの有効活用が積極的に図られてきた。
- ・ 平成13年に閉店した旧ダイエー鳥取駅南店ビルを本市が取得し、市町村合併を期に市役所駅南庁舎にコンバージョンして平成16年11月に利用を開始した。また、平成17年5月には同建物内に市立中央図書館がオープンし、年間40万人を超す利用者を数えている。また、令和2年5月には同建物内に鳥取市保健所が移転している。

表10-1 大規模のストックの再活用状況

元の施設	閉店・閉鎖年	現在の施設	開店年
鳥取大学付属小・中学校	S60	県立図書館、県民文化会館	H2、H5
ダイエー鳥取駅南店	H13	鳥取市駅南庁舎（鳥取市保健所）、市立中央図書館等	H16

資料：鳥取市

(2) 公共公益施設等の立地状況

- ・ 鳥取県東部の中心として、国、県の機関が集中しているほか、多目的ホールや図書館等の大規模な文化施設が多く見られ、生涯学習や市民活動の拠点となる施設も多く集まっており、市民や周辺地域を含めた人々が交流・活動できる場が中心市街地に集中している。

- ・ 大学、高校等の学校やスポーツ施設、福祉施設は中心市街地の外に点在しており、鳥取大学を中心とした湖山地区や市の東南部に多い。
- ・ 鳥取生協病院、鳥取商工会議所及び鳥取赤十字病院は、いずれも中心市街地で建替えを実施した。
- ・ 市役所本庁舎が令和元年11月に鳥取駅周辺へ移転している。
- ・ 中核市への移行に伴い、県の施設として郊外に設置されていた保健所を、市の施設として中心市街地にある市役所駅南庁舎に設置した。

表 10-2 主な公共公益施設（中心市街地）

分類	施設名	設置者
公共機関	鳥取第一地方合同庁舎	国
	鳥取第二地方合同庁舎	国
	鳥取地方検察庁	国
	鳥取年金事務所	特殊法人
	鳥取労働局	国
	ハローワーク鳥取（鳥取公共職業安定所）	国
	鳥取地方裁判所	国
	鳥取県庁（本庁舎・議会棟）	県
	鳥取県警察本部	県
	鳥取市役所（本庁舎・駅南庁舎）	市
	鳥取消防署東町出張所	一部事務組合
	鳥取中央郵便局	民
	鳥取商工会議所	民
文化・スポーツ施設	とりぎん文化会館	県
	鳥取市民会館	市
	鳥取県立図書館・公文書館	県
	鳥取市立中央図書館	市
	鳥取県立博物館	県
	わらべ館	県・市
	城下町とっとり交流館「高砂屋」	市
	鳥取市武道館	市
	県民ふれあい会館（生涯学習センター）	県
	鳥取市福祉文化会館	市
	市民活動拠点アクティブとっとり（さざんか会館内）	市
医療・福祉施設	鳥取赤十字病院	民
	鳥取生協病院	民
	鳥取産院	民
	鳥取県東部歯科医師会休日急患歯科診療所	民
	鳥取市総合福祉センター（さざんか会館）	市
	障害者福祉センター（さわやか会館）	市
	高齢者福祉センター	市
	鳥取市中央包括支援センター（市役所本庁舎1階）	市
	久松保育園	公設民営
	むつみ保育園	民
	コモド第一保育園	民
	コモド第三保育園	民
教育施設	鳥取愛真幼稚園	民

分類	施設名	設置者
	小さき花園幼稚園	民
	鳥取第一幼稚園	民
	鳥取ルーテル幼稚園	民
	久松小学校	市
	遷喬小学校	市
	日進小学校	市
	明德小学校	市
	鳥取西高等学校	県
	鳥取敬愛高等学校	民

資料：鳥取市市勢要覧、鳥取県 Web サイト等

(3) 大規模集客施設の立地状況

- ・ 鳥取市内の 1,000 m²以上の大規模小売店舗数は 63 店舗あり、うち 3,000 m²以上は 23 店舗、10,000 m²以上は 3 店舗となっている。
- ・ 大規模小売店舗は、中心市街地と国道及び旧国道沿線に多く分布しているが、3,000 m²以上の施設については、中心市街地と国道 29 号沿線に集中している。
- ・ 中心市街地の 1,000 m²以上の大規模小売店舗は、昭和 43 年から平成元年までに 8 店舗が進出したが、うち 3 店舗は平成 13 年までに閉店している。
- ・ 一方、郊外における大規模小売店舗は、平成 3 年以降増加を続けており、平成 12 年に進出したイオンモール鳥取北イーストコートは平成 19 年 10 月の増床により店舗面積 32,272 m²となっている。

表 10-3 中心市街地における大規模小売店舗の出店経緯 (1,000 m²以上)

開店	店舗名	店舗面積(m ²)	閉店等
昭和 43 年 11 月	トスク本店	5,691	
昭和 47 年 8 月	ダイエー鳥取店	6,258	平成元年 9 月閉店
昭和 47 年 10 月	インテリアプラザ加納	1,321	
昭和 50 年 9 月	丸由百貨店 (旧鳥取大丸)	11,862	
昭和 54 年 10 月	鳥取駅ショッピングプラザ (シャミネ)	2,234	平成 26 年 3 月減床開店 4,901→2,234
平成元年 10 月	鳥取駅ショッピングシテイ (イオン鳥取店)	8,378	
平成元年 10 月	トポス鳥取店	6,258	平成 11 年 11 月閉店
平成元年 11 月	ダイエー鳥取駅南店 (鳥取駅南 S C)	7,066	平成 13 年 2 月閉店

資料：鳥取市

表 10-4 郊外における大規模小売店舗の出店経緯 (3,000 m²以上)

開店	店舗名	店舗面積(m ²)	増床予定等
平成 3 年 7 月	ナンバホームセンター鳥取店、ラ・ムー鳥取店	8,199	平成 17 年 11 月増床 5,996→8,199
平成 6 年 12 月	カインズ鳥取店	15,996	
平成 7 年 7 月	ハウジングランドいない河原店	3,500	
平成 9 年 4 月	鳥取 A・P・I (アピー)	5,971	

開店	店舗名	店舗面積(m ²)	増床予定等
平成10年11月	J Aランド	3,646	
平成11年11月	けんこうらんどショッピングタウン	5,136	令和4年6月減床 5,302→5,136
平成12年4月	イオンモール鳥取北イーストコート	32,272	平成19年10月増床開 店 19,821→32,272
平成12年7月	イオンモール鳥取北ウエストコート	3,967	令和2年1月減床 11,240→3,967
平成12年7月	マルイ宮長店	3,595	
平成17年11月	トリニティモール (Aゾーン)	3,449	平成18年2月増床 1,901→3,449
平成17年11月	トリニティモール (Bゾーン)	4,944	平成17年12月減床 6,074→4,944
平成21年6月	エディオン新鳥取本店	4,761	
平成21年6月	ユニクロ鳥取店・解放倉庫鳥取店	3,869	
平成22年11月	ニトリ鳥取店	5,156	
平成25年10月	スーパーセンタートライアル鳥取千代水店	4,059	
平成25年11月	テックランドNew 鳥取東店	4,193	
平成29年4月	サンイン・マルイ国府店	4,950	
平成29年5月	ラ・ムー鳥取東店	6,666	
平成29年5月	スーパーセンタートライアル叶店	4,116	
令和元年5月	ホームプラザナフコ鳥取立川店【生活館】	7,642	

資料：鳥取市

表 10-5 店舗面積別にみた大型小売店舗数（鳥取市内）

店舗	1,000 m ² ～	1,500 m ² ～	3,000 m ² ～	6,000 m ² ～	10,000 m ² ～	計
店舗数 (店)	20	20	16	4	3	63
店舗面積 (m ²)	25,250	43,364	71,003	30,885	60,130	230,632

資料：鳥取市

[4] 都市機能の集積のための事業等

1. 市街地の整備改善のための事業 (9 事業)
2. 都市福利施設を整備する事業 (6 事業)
3. 街なか居住の推進のための事業 (10 事業)
4. 経済活力の向上のための事業 (34 事業)
5. 公共交通機関の利便性の増進を図るための事業、特定事業 (5 事業)

● 事業一覧表

番号	事業名	1	2	3	4	5	番号	事業名	1	2	3	4	5
1	鳥取駅周辺再整備検討・計画策定事業	●	●		●		32	重要文化財仁風閣保存修理事業					●
2	市道扇幸町1号線整備事業	●					33	鳥取市まちなかビジネス・コミュニティ拠点整備事業					●
3	市道弥生橋通り整備事業	●					34	鳥取市中心市街地活性化協議会専門人材等設置事業					●
4	市道桜土手通り整備事業	●					35	まちなか夜景観形成事業					●
5	市道永楽通り整備事業	●					36	まちなかデジタルサイネージ設置事業					●
6	風紋広場時計塔再整備事業	●					37	インバウンド促進事業					●
7	高架記念公園再整備事業	●					38	まちなかペビーカー設置事業					●
8	沢井手公園再整備事業	●					39	まちなか観光推進事業					●
9	拠点開発計画策定事業	●					40	学生まちなか活動拠点事業					●
10	パレットとっとり市民交流ホール運営事業		●				41	コンベンション誘致・支援事業					●
11	まちなか子育て支援事業		●				42	パレットとっとり運営事業					●
12	ふれあいホール運営事業		●				43	五臓園ビル運営事業					●
13	市役所旧本庁舎等跡地活用事業		●				44	文化観光施設等運営事業(高砂屋(城下町とっとり交流館)運営事業・仁風閣運営事業・わらべ館運営事業)					●
14	文化交流拠点整備調査検討事業		●				45	観光ボランティアガイド事業					●
15	リノベーションまちづくり事業			●	●		46	袋川環境整備事業					●
16	既存ストック活用居住促進地域連携事業			●			47	川端境界活性化事業					●
17	空き家情報バンク運営事業			●			48	鹿野街道賑わい創出事業					●
18	まちなか空き家改修支援事業			●			49	駅前周辺賑わい創出事業					●
19	住まいネットワーク事業			●			50	民藝館通り周辺活性化事業					●
20	U J I ターン促進事業			●			51	まちなか観光促進事業					●
21	まちなかアドバイザー派遣事業			●			52	中心市街地賑わい活力向上事業					●
22	まちづくり協議会運営事業			●			53	まちなかフリーWi-Fi整備事業					●
23	まちなか居住体験施設運営事業			●			54	鳥取城跡周辺観光周遊事業					●
24	空き家の担い手育成事業、空き家利活用団体支援事業			●			55	オフィス移転・新設支援事業					●
25	空き店舗対策事業				●		56	鳥取駅南口賑わい交流空間創出事業					●
26	商店街にぎわい形成促進事業				●		57	とっとりまちなかコンテンツ整備事業					●
27	大型イベント開催事業(鳥取しゃんしゃん祭・花と木のまつり・お城まつり)				●		58	100円循環バス「くる梨」運行事業					●
28	市道駅前太平線賑わい空間活用事業				●	●	59	レンタサイクルステーション整備事業					●
29	まちなか情報発信事業				●		60	市営駐輪場運営事業					●
30	フクシ×アートWEEKs				●		61	まちなかシェアサイクル推進事業					●
31	鳥取城跡大手登城路復元整備事業				●								

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

本基本計画に掲げる事業については、実践的・試行的な活動に裏打ちされるなど、厳選されたものであることに留意した。

● 各事業における試行的な取組

鳥取市 100 円循環バス「くる梨」運行事業

平成 14 年度から実験運行を開始した鳥取市 100 円循環バス事業は、乗降調査・アンケート調査によって運行コースの変更を行い、現在は本格運行している。新型コロナウイルス感染症発生前の平成 30 年度では年間 39.7 万人、令和 3 年度は 29.1 万人の利用者があり、中心市街地の利便性向上に寄与している。

現在も利用者の意見等をもとに運行コースの改善等を行っており、平成 19 年 10 月からは鳥取城跡周辺地域の運行を充実させ、平成 25 年度からは既存の赤コース、青コースに加え、中心市街地区域内を南北方向に循環する緑コースを新設した。さらに、令和元年 10 月から市役所本庁舎の移転にあわせて実施した新路線案（二核二軸の西側を青コース、東側を赤コース、中心市街地区域内の南北方向を緑コースで運行するもの）での実証運行の結果を踏まえ、令和 3 年 10 月から全コースのダイヤ改正及び青コースの一部ルート変更を行った。

鳥取駅周辺ウォーカブルな賑わい空間創出実証事業

鳥取駅周辺再生基本構想（第 2 期）に基づき、民間活力によるオープンスペースの利活用を促進し、人が集まり交流できる憩い空間を創出することで、鳥取駅周辺から中心市街地全体への回遊性・滞在性の向上を図るため、鳥取鉄道記念物公園と市役所駅南庁舎の間の道路空間を活用し、賑わい実証事業を実施した。期間は令和 4 年 10 月 14 日から 10 月 27 日の 14 日間で、平日は公園内及び市道上にテーブルや椅子を設置するとともに飲食や物販の配置、休日は集客イベントの実施などを行った。

期間中は子供を連れた家族や近隣の住民、周辺にお勤めの方など、一日平均 400 人前後の来場をいただいた。

[2] 都市計画等との調和

(1) 第11次鳥取市総合計画（令和3年4月）

令和3年4月に策定した第11次鳥取市総合計画では、めざす将来像を「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自身と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」とし、その実現のためのまちづくり目標として、「誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち」、「人が行きかい、にぎわいあふれるまち」、「豊かな自然と調和して、安全・安心に暮らせるまち」を掲げている。その中で中心市街地の活性化を図ることとしており、具体的な施策、KPIを以下のとおり設定している。

＜具体的な施策＞

- ① まちなか居住の推進
- ② 商業の活性化
- ③ 鳥取駅周辺のにぎわい創出
- ④ 遊休不動産を活用したまちづくりの推進
- ⑤ 魅力あるまちづくりの推進

＜KPI＞

- ・ 中心市街地の居住人口（社会増減数）…5年間の平均をプラスにします。（R3～7年度）
- ・ 中心市街地における歩行者・自転車通行量（平日・休日）…平日：20,900人、休日：20,900人（R7年度）

(2) 鳥取市都市計画マスタープラン（平成29年3月改定）

既に高度な都市機能が集積している中心市街地を「中心拠点」、身近な生活サービス機能が集積している総合支所周辺などを「地域生活拠点」と定め、各拠点が提供するサービスを役割分担し、各拠点やその他の集落地をバスなどの公共交通で効率的に結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指している。

この中で、中心市街地を次のように位置付けている。

- ・ 中心市街地を「中心拠点」として位置付け、市域の中心として、行政中枢機能・福祉・子育て・商業・業務・医療・金融・教育・文化などの多様な高次都市機能の集積と新たな文化・産業の創出及びそれらが市域全域に波及するための環境づくりを進め、賑わいと活気ある山陰地方をリードする中核市としての「求心力」を高めます。
- ・ 市域内外の人々が活発に交流する中心拠点として、公共交通の高いサービス水準を維持します。また、全市民が利用する高次都市機能の維持・充実と長期的な視点に基づく居住の促進を図り、高い人口密度を維持します。

また、中心拠点の整備方針として、①まちなか居住の推進、②商店街の活性化、③高次都市機能の集積、④交通環境の改善、⑤新たな賑わい空間の創出、⑥回遊性の向上を挙げている。

[3] その他の事項

本市では、令和3年3月に「鳥取市人口ビジョン」の改定と併せ、「第2期鳥取市創生総合戦略」を策定した。第2期鳥取市創生総合戦略では、第1期に引き続き、次世代の鳥取市を担う‘ひとづくり’、誰もが活躍できる‘しごとづくり’、にぎわいにあふれ安心して暮らせる‘まちづくり’を3つの柱に掲げ、「郷土愛を育み人がつながるまちむら創生」を進めることにしている。このうち、にぎわいにあふれ安心して暮らせる‘まちづくり’においては、都市機能が集積した中心市街地の活性化や生活拠点を中心とした魅力ある中山間地域の振興、生活交通の維持・確保、地域情報化の推進など、快適で暮らしやすい魅力と活力あるまちづくりを推進することになっている。

また、本市の合併・周辺地域の中心である地域生活拠点と中心市街地を結ぶ公共交通の確保は、多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりの実現のために重要な課題であり、本市独自の公共交通確保策の確立に向けて関係機関との連携を図っている。令和2年2月に「鳥取市生活交通創生ビジョン」を策定し、バス路線の再編やAI等の最先端技術を活用した新たな移動サービスの実証を行い、持続可能な地域交通ネットワークの構築を目指している。

このほか、「第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定し、第1計画で定めた「子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり」の基本理念を継続し、親が喜びや生きがいを感じながら安心して子育てをすることができ、鳥取市の未来を担うすべての子どもが明るく健やかに成長できる都市を目指している。

平成30年4月1日には、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町及び新温泉町の1市5町による「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成し、圏域の目指す将来像やその将来像を実現するために推進する具体的取組、成果指標などを定めた「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョン」を策定した。平成30年4月より、本ビジョンに掲載している90事業を1市5町で連携・協力して推進している。さらに、令和2年度からは、この圏域に兵庫県香美町が加わり、因幡・但馬の1市6町による麒麟のまち圏域の連携を進めている。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「誰もが豊かに暮らせるまち」、「交流による活気のあるまち」の2つの基本方針を掲げ、官民が一体となって中心市街地の活性化を推進することを記載している。 意義については、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」に記載。 目標については、「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載。
	認定の手続	鳥取市中心市街地活性化協議会を組織し、協議会の意見を取り入れた基本計画を策定している。 「9. -[2]中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、都市機能が集積し、経済活力が盛んであるなど各要件を満たしている。 「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市内部の庁内委員会や有識者で構成する計画検討委員会での検討及び鳥取市中心市街地活性化協議会との意見交換を行った。その他、市民政策コメントを実施した。そのうえで、鳥取市中心市街地活性化協議会からの意見を受けて計画を策定。 「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」並びに「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」に記載。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	本市の総合計画と都市計画マスタープランには、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現と都市機能の集積の考え方を明示しているほか、準工業地域全地域を対象とした大規模集客施設の立地制限を平成19年11月に都市計画決定した。 「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	個別事業については、実践的・試行的活動に取り組んできた。第11次総合計画や都市計画マスタープランとの調和も図っている。 「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載。
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであること認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「若年層のまちなか暮らしの促進」、「回遊・滞在による経済活力の向上」、「地域資源等を活かした交流人口の拡大」の達成のため、市街地の整備改善をはじめとする必要な事業を記載している。 「4. ~8. -[2]具体的事業の内容」に記載。
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している事業の実施が、数値目標の達成に寄与することを、具体的かつ合理的に説明している。 「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載。

基準	項目	説明
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	概ねの事業について、事業主体が特定され、実施主体を記載している。 「4.～8.-[2]具体的事業の内容」に記載。
	事業の実施スケジュールが明確であること	概ねの事業について、令和9年度までの計画期間内に完了、もしくは着手を見込んでおり、実施時期を記載している。 「4.～8.-[2]具体的事業の内容」に記載。